

# 北本市 子どもの権利に関する行動計画

令和6年度～令和11年度

骨子案

令和6(2024)年3月

北本市



# 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけと計画期間	2
第3節	計画の対象・用語の定義	2
第4節	計画策定の体制	3
<b>第2章</b>	<b>本市の子どもを取り巻く状況</b>	<b>4</b>
第1節	統計データでみる子どもの状況	4
第2節	アンケート調査結果にみる子どもの状況	9
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	<b>16</b>
第1節	計画の基本理念	16
第2節	子どもの権利の内容	17
第3節	基本目標	18
第4節	施策の体系	19
<b>第4章</b>	<b>施策の展開</b>	<b>20</b>
基本目標1	子どもの権利に関する普及啓発	20
基本目標2	子ども自身の意見表明・社会参加の確保	21
基本目標3	虐待・体罰・いじめの防止への取組	21
基本目標4	特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援	21
基本目標5	成長と発達に資する支援	21
基本目標6	子どもの権利を守る仕組みづくり	21
基本目標7	子どもの権利に関する相談・救済	21
<b>第5章</b>	<b>計画の推進</b>	<b>22</b>
1	各主体の役割	22
2	計画の推進体制	23
3	計画の進行管理	23
<b>資料編</b>		<b>24</b>
1	北本市子どもの権利条例	24
2	子どもの権利委員会設置要綱	24
3	子どもの権利委員会委員名簿	24
4	策定経過	24
5	用語集	24



---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進展や国際化、ICTの普及をはじめとする社会経済状況の変化に伴い、子どもとその家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

同時に子どもとその家庭が抱える問題も複雑化・多様化し、それら問題・課題に対して幅広い専門機関等が連携し、支えていくことが求められています。

国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月から施行されています。この法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

北本市においても、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るための仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、もって全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的に、令和4年3月「北本市子どもの権利に関する条例」が可決され、同年10月1日から施行されています。

本計画は、同条例第35条の規定に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画として策定します。

### ■「北本市子どもの権利に関する条例」施行までの経緯

時期	内容
令和3年6月	北本市議会において「子どもの権利に関する特別委員会」が設置され、同特別委員会による議論、検討が進められる。
令和4年3月	令和4年第1回北本市議会定例会において条例案が提案され、議会における全会一致により可決、成立。
令和4年3月31日	「北本市子どもの権利に関する条例」公布。
令和4年10月1日	「北本市子どもの権利に関する条例」施行。

## 第2節 計画の位置づけと計画期間

本計画は、北本市子どもの権利に関する条例（令和4年条例第8号）第35条第1項の規定に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

## 第3節 計画の対象・用語の定義

本計画において、「子ども」とは18歳未満の者又はこれと等しく権利を認めることが適当である者を指します。また、条例によって、下記のとおり用語を定義しています。

子ども	18歳未満の者又はこれと等しく権利を認めることが適当である者をいう。
保護者	親又は親に代わり子どもを養育する者をいう。
子ども関係施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の子どもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。
市民	市内に住み、市内で働き、又は市内で学ぶ者（子どもを除く。）をいう。
事業者	市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
虐待	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。
体罰等	しつけ、懲戒、指導その他名目のいかなを問わず身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。
いじめ	他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、子どもが身体的又は精神的な苦痛を感じているものをいう。

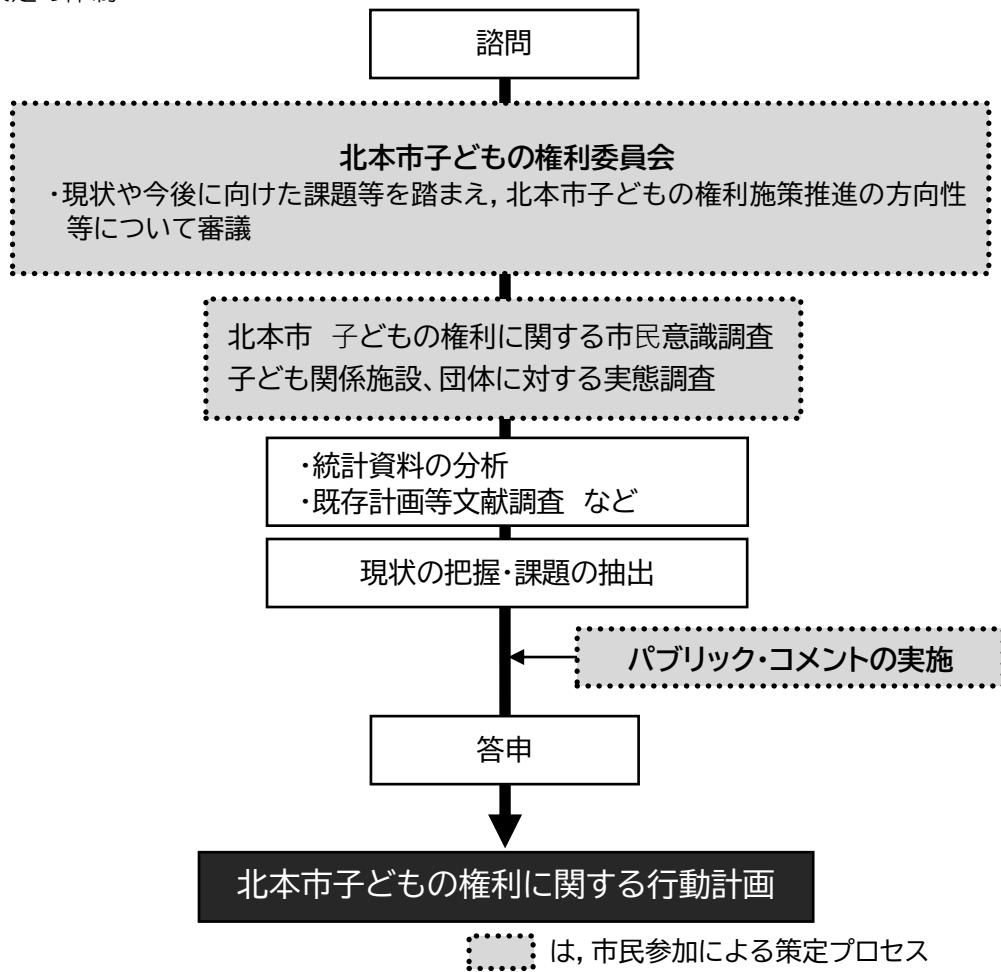
北本市子どもの権利に関する条例 第1章総則 第2条より

## 第4節 計画策定の体制

本計画は、人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する分野において優れた識見を有する者並びに子ども及び市民を含む「北本市子どもの権利委員会」が中心となり、検討を経て策定しています。

また、策定にあたっては、子どもを含む市民意識調査及び子ども関係施設、団体に対する実態調査を実施するとともに、パブリック・コメント等を実施し、市民意見の把握に努めています。

### ■計画策定の体制



## 第2章 本市の子どもを取り巻く状況

### 第1節 統計データでみる子どもの状況

#### 1 社会情勢

##### (1) 子ども人口の状況

平成30年から令和3年にかけての子ども人口をみると、9,148人から8,178人へと970人減少しており、平成30年以降一貫して減少傾向となっています。

##### ■子ども人口の推移

(人)	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳	377	345	349	358	333	
1歳	418	405	345	377	390	
2歳	398	424	405	354	385	
3歳	428	411	425	408	382	
4歳	408	432	404	429	409	
5歳	484	406	431	413	436	
6歳	447	486	409	431	420	
7歳	440	448	480	413	427	
8歳	501	447	448	481	411	
9歳	533	499	446	449	479	
10歳	509	534	505	444	451	
11歳	559	509	532	508	441	
12歳	558	560	503	535	505	
13歳	552	556	557	504	539	
14歳	610	553	556	558	508	
15歳	649	608	554	553	558	
16歳	646	644	607	551	550	
17歳	631	641	641	607	554	
就学前(0～5歳)	2,513	2,423	2,359	2,339	2,335	
小学生(6～11歳)	2,989	2,923	2,820	2,726	2,629	
中学生(12～14歳)	1,720	1,669	1,616	1,597	1,552	
高校生(15～17歳)	1,926	1,893	1,802	1,711	1,662	
子ども合計	9,148	8,908	8,597	8,373	8,178	
総人口	67,084	66,668	66,171	66,022	65,817	

資料：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）



## (2) 出生の状況

平成 30 年から令和 3 年にかけての出生数をみると、令和元年の 363 人をピークに、減少傾向となっています。

### ■出生数の推移

(人)	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
出生数	343	363	362	332	326	

資料：市民課（各年 12 月 31 日現在）

## (3) 婚姻・離婚の状況

平成 30 年度から令和 4 年度にかけての婚姻件数をみると、令和 2 年度の 278 件をピークに減少傾向となっています。

同期間の離婚件数をみると、同じく令和 2 年度の 103 件をピークに減少傾向となっています。

### ■婚姻・離婚件数の推移

(件)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
婚姻	260	239	278	226	211
離婚	84	96	103	92	82

資料：市民課（各年度末現在）

## 2 子育て環境の状況

### (1) 乳幼児健診の受診状況

平成 30 年度から令和 3 年度にかけての乳幼児健診受診率をみると、令和 2 年度に 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診の受診率が低下していますが、その後令和 3 年度には上昇に転じています。

#### ■乳幼児健診受診率の推移

(%)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
乳児健診	98.6	98.4	99.3	98.8	
1 歳 6 か月児健診	96.2	94.7	89.8	94.0	
3 歳児健診	92.1	92.6	90.6	95.8	

資料：健康づくり課（各年度末現在）

### (2) 市内保育施設の状況

平成 30 年から令和 4 年にかけての保育施設数をみると、平成 31 年以降 7 か所で推移しています。

同期間の利用者数をみると、増減はありますが、増加傾向となっています。

#### ■市内保育施設数・利用者数の推移

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
施設数（か所）						
利用者数（人）						

資料：保育課（各年 4 月 1 日現在）

### (3) 幼稚園の状況

平成 30 年から令和 4 年にかけての認定子ども園数をみると、令和元年以降 7 か所で推移しています。

同期間の利用者数をみると、増減はありますが、減少傾向となっています。

#### ■幼稚園数・幼稚園児童数の推移

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
施設数（か所）	8	7	7	7	7	
利用者数（人）	924	862	919	860	881	

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

### 3 配慮が必要な子どもの状況

#### (1) 障がいのある子どもの状況

平成 30 年から令和 4 年にかけての 18 歳未満の障害者手帳所持者数をみると、全体では増減はありますが横ばいとなっています。

手帳種別でみると、精神障害者手帳で増加傾向となっています。

##### ■障害者手帳所持者数の推移（18 歳未満）

(人)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳	38	37	37	33	31
療育手帳	119	119	105	109	112
精神障害者手帳	13	13	13	13	23
合計	170	169	155	155	166

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

#### (2) ひとり親家庭の状況

平成 30 年度から令和 4 年度にかけてのひとり親家庭数をみると、母子世帯では減少傾向、父子世帯では増減はありますが横ばいとなっています。

##### ■ひとり親家庭数の推移（18 歳未満世帯員のいる世帯）

(件)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
母子世帯	395	371	366	348	337
父子世帯	13	10	8	12	10
合計	408	381	374	360	347

資料：市民課（各年度末現在）

#### (3) 外国籍の子どもの状況

平成 30 年度から令和 4 年度の外国籍の子どもの人数をみると、●●●となっています。

##### ■外国籍の子どもの推移

(人)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
外国籍児童・生徒数					

資料：市民課（各年度末現在）

#### (4) 就学援助の状況

平成 30 年度から令和 4 年度の就学援助受給者数をみると、●●●となっています。

##### ■就学援助受給者数の推移

(人)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給者数					

資料：学校教育課（ ）

#### (5) 虐待に関する相談の状況

平成 30 年度から令和 4 年度の虐待に関する相談件数をみると、令和元年度から令和 3 年度にかけて減少傾向となりましたが、令和 4 年度には増加傾向となっています。

##### ■虐待に関する相談件数の推移

(件)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談件数	133	175	138	101	157

資料：子育て支援課（ ）

## 第2節 アンケート調査結果にみる子どもの状況

本計画の策定にあたり、子どもの権利に関する状況や課題等を把握する基礎資料とすることを目的に、令和4年12月1日～令和4年12月19日にかけて、「北本市子どもの権利に関する市民意識調査」を実施しました。

### 1 調査概要

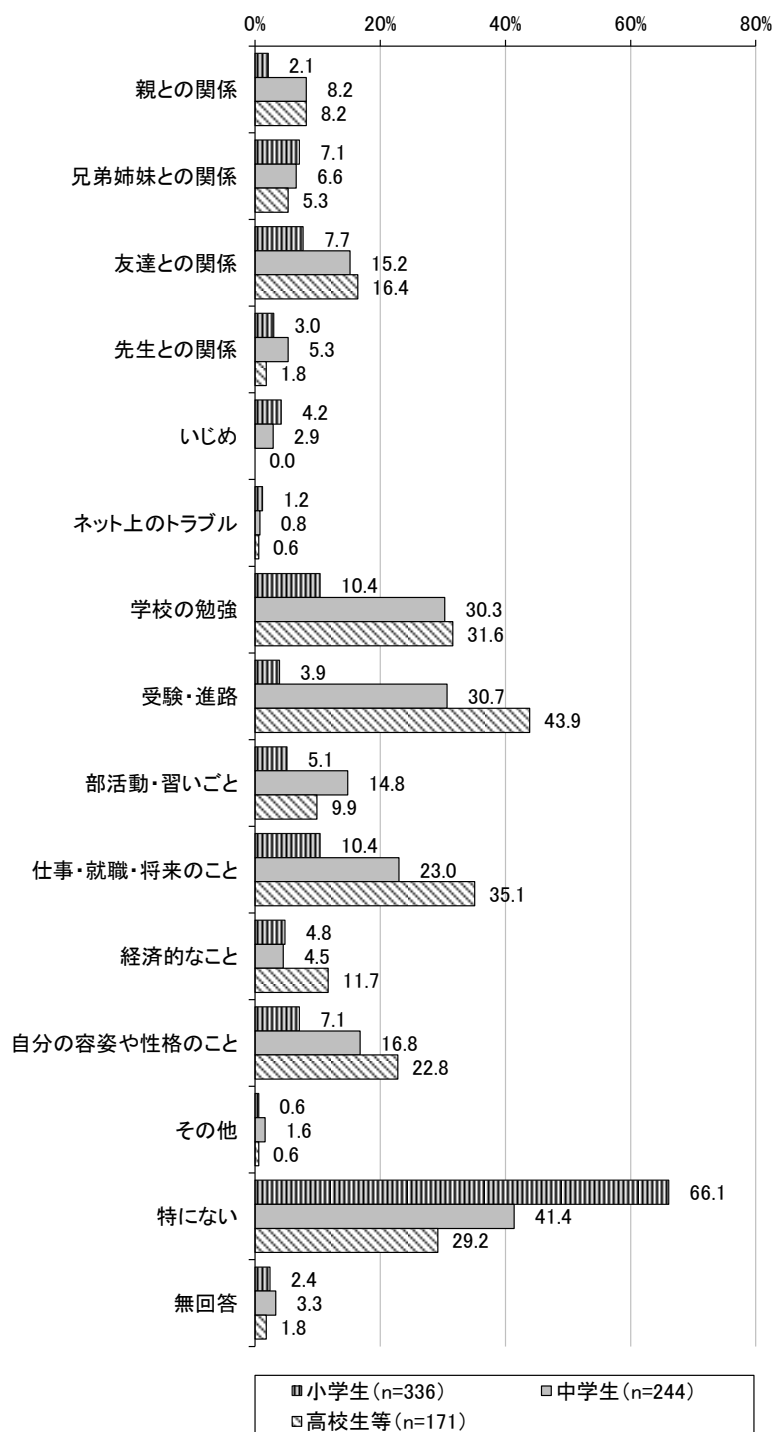
調査	対象		配布数	有効回収数	有効回収率
①小学生	市立小学校に通う4～6年生	学校を通じて配布、郵送回収またはWEBでの回答	653件	336件	51.5%
②中学生	市立中学校に通う1～2年生		515件	244件	47.4%
③高校生相当年齢	15～18歳の高校生相当年齢の市民	郵送配付、郵送回収またはWEBでの回答	500件	171件	34.2%
④大人	19歳以上の市民	学校を通じて配布(②③の保護者向け)及び郵送配付、郵送回収またはWEBでの回答	1,515件	743件	49.0%

## 2 調査結果（抜粋）

### ■ 普段の生活の中での困りごとや悩みごと

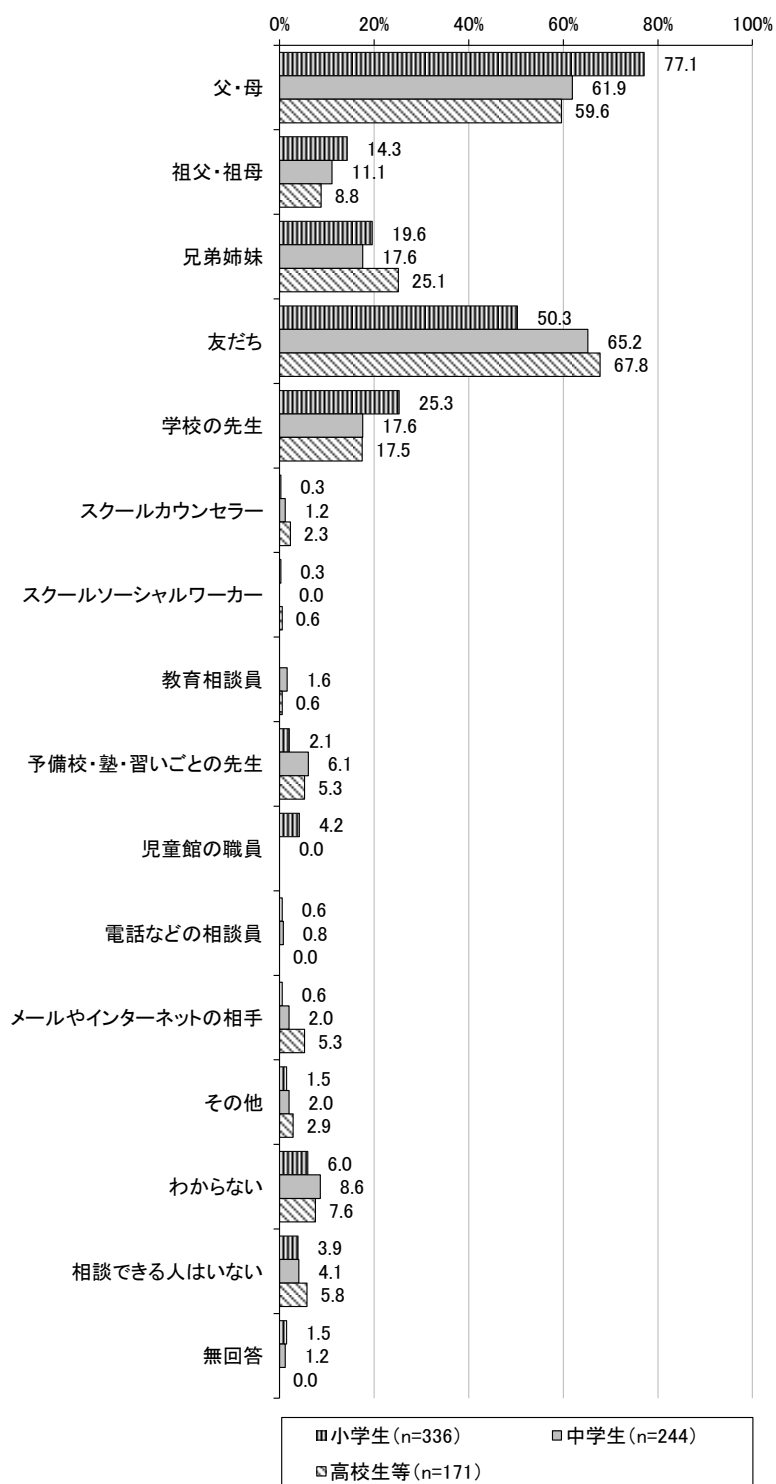
普段の生活の中での困りごとや悩みごとについては、小学生・中学生では「特にない」、高校生等では「受験・進路」がそれぞれ最も多くなっています。

また、年齢が高くなるほど、「学校の勉強」、「受験・進路」、「仕事・就職・将来のこと」、「自分の容姿や性格のこと」への回答が高くなる傾向となっています。



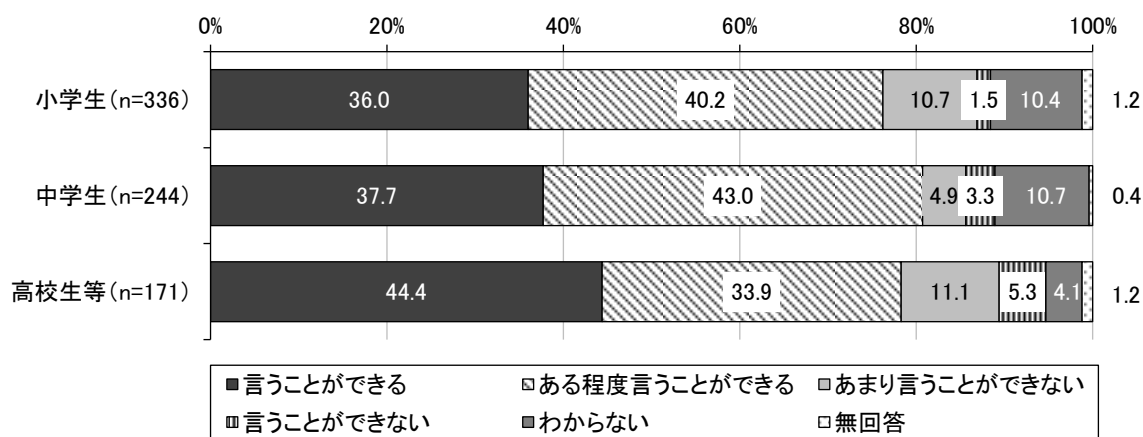
## ■ 悩みごとの相談相手

悩みごとの相談相手については、小学生で「父・母」、中学生と高校生等で「友だち」がそれぞれ最も多くなっています。また、年齢が上がるにつれて「父・母」の割合が低く、「友だち」の割合が高くなる傾向にあります。



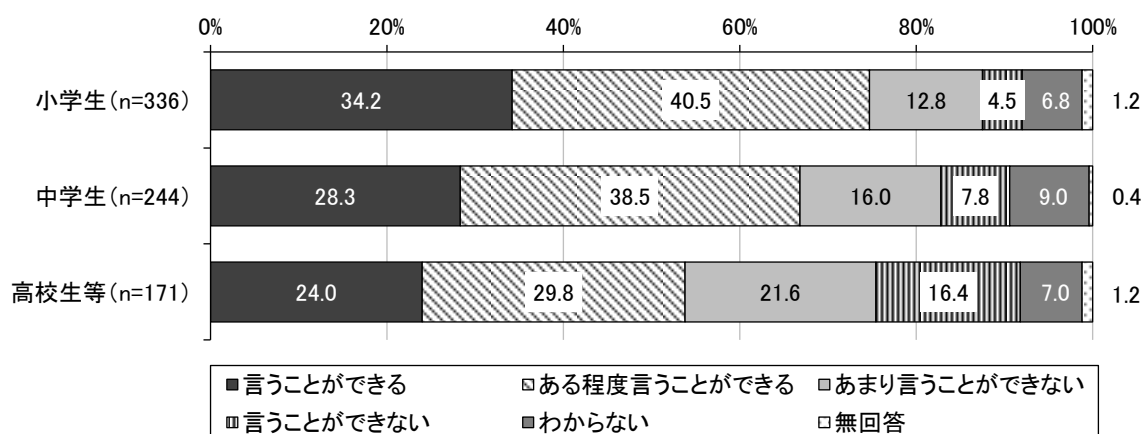
■家庭における大事な物事やルールについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができるか

家庭における大事な物事やルールについて、自分の考えや思いを言うことができるかを比較すると、“言うことができる”が小学生で76.2%、中学生で80.7%、高校生等で78.3%と、大きな差は見られません。



■学校の決まりごとについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができるか

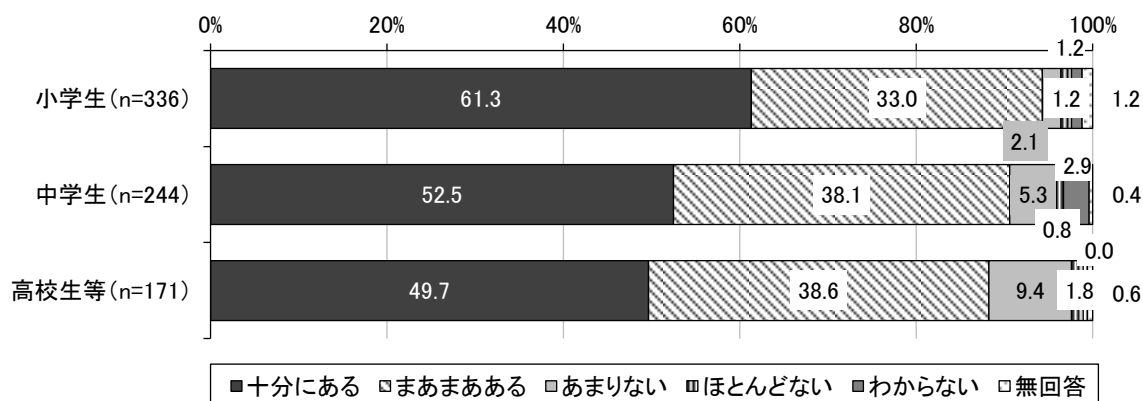
学校の決まりごとについて、自分の考えや思いを言うことができるかを比較すると、“言うことができる”が小学生で74.7%、中学生で66.8%、高校生等で53.8%と小学生で7割を超えています。また、高校生等で“言うことができない”が38.0%と他の調査に比べて割合が高くなっています。





■ 普段の生活の中で、遊び、休息など、自分の好きなことをする時間や場所が十分にあると思うか

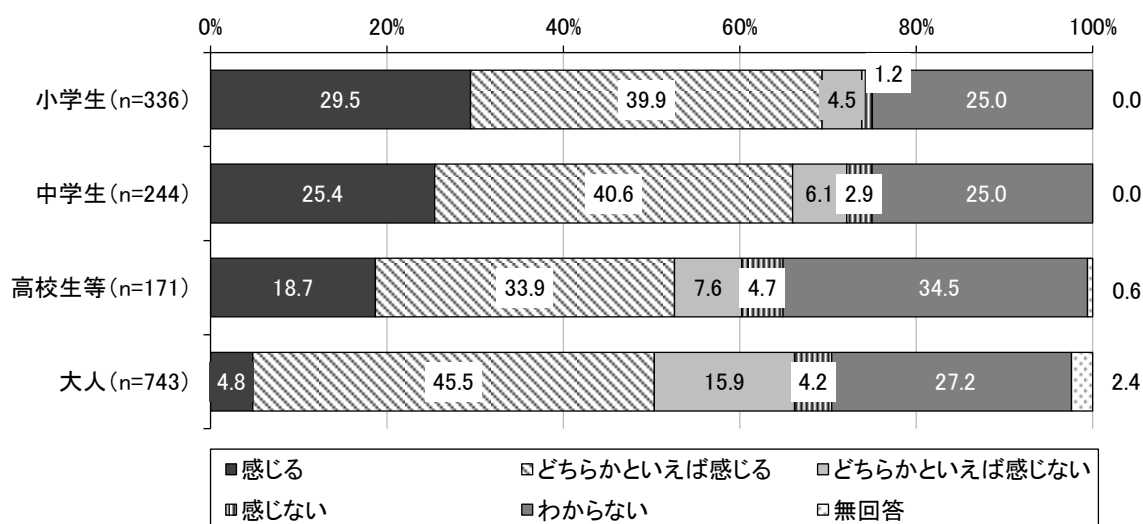
普段の生活の中で、遊び、休息など、自分の好きなことをする時間や場所については、“ある”が小学生で94.3%、中学生で90.6%、高校生等で88.3%と大きな差は見られません。一方で、「あまりない」が高校生等で約1割と他の調査に比べて割合が高くなっています。



■ 普段の生活の中で、子どもの権利が十分に守られていると感じるか

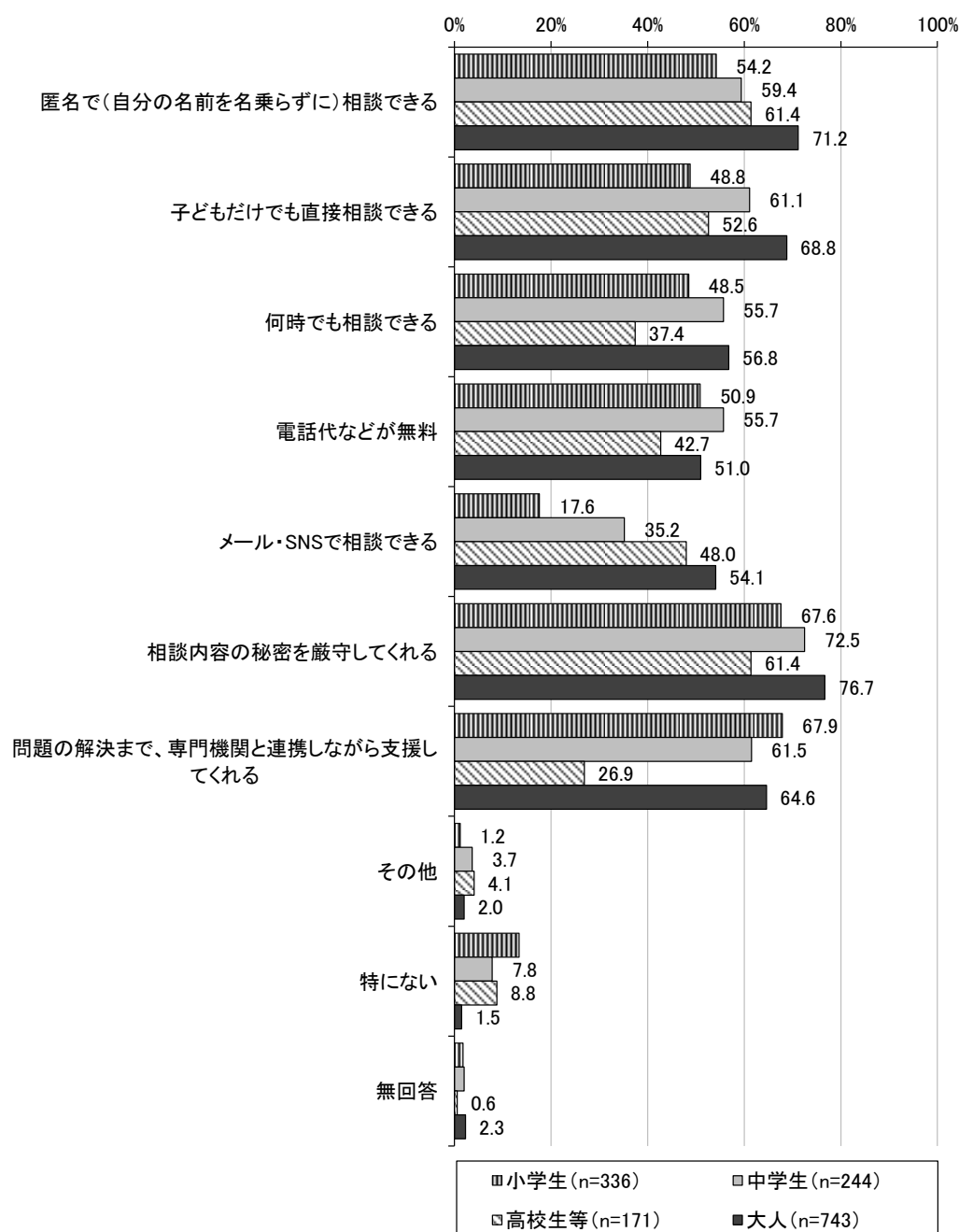
普段の生活の中で、子どもの権利が十分に守られていると感じるかについては、“感じる”が大人で50.3%、高校生等で52.6%、中学生で66.0%、小学生で69.4%と、年齢が下がるにつれて“感じる”との回答が高くなる傾向にあります。

一方で、“感じない”が大人で20.1%、「わからない」が高校生等で34.5%と、それぞれ他の調査に比べて割合が高くなっています。



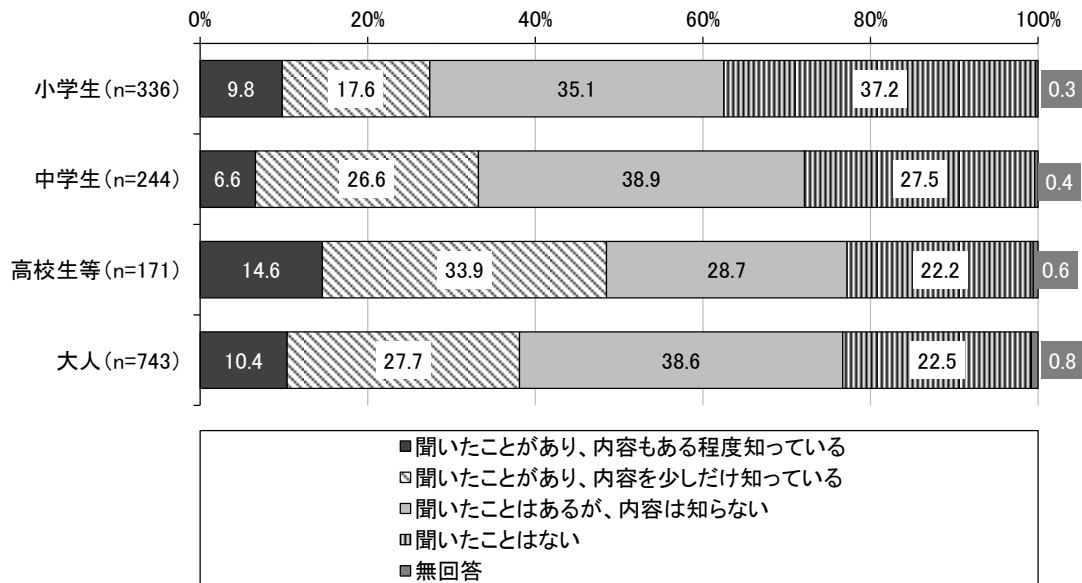
## ■相談するときには大事だと思うこと

相談するときには大事だと思うことについては、大人と中学生で「相談内容の秘密を厳守してくれる」、高校生等で「匿名で（自分の名前を名乗らずに）相談できる」と「相談内容の秘密を厳守してくれる」、小学生で「問題の解決まで、専門機関と連携しながら支援してくれる（問題が解決するまで、しっかりと味方になってくれる）」がそれぞれ最も多くなっています。また、年齢が上がるにつれて「メール・SNSで相談できる」の割合が高くなる傾向にあります。さらに、「問題の解決まで、専門機関と連携しながら支援してくれる（問題が解決するまで、しっかりと味方になってくれる）」では高校生等が26.9%と他の調査に比べて割合が低くなっています。



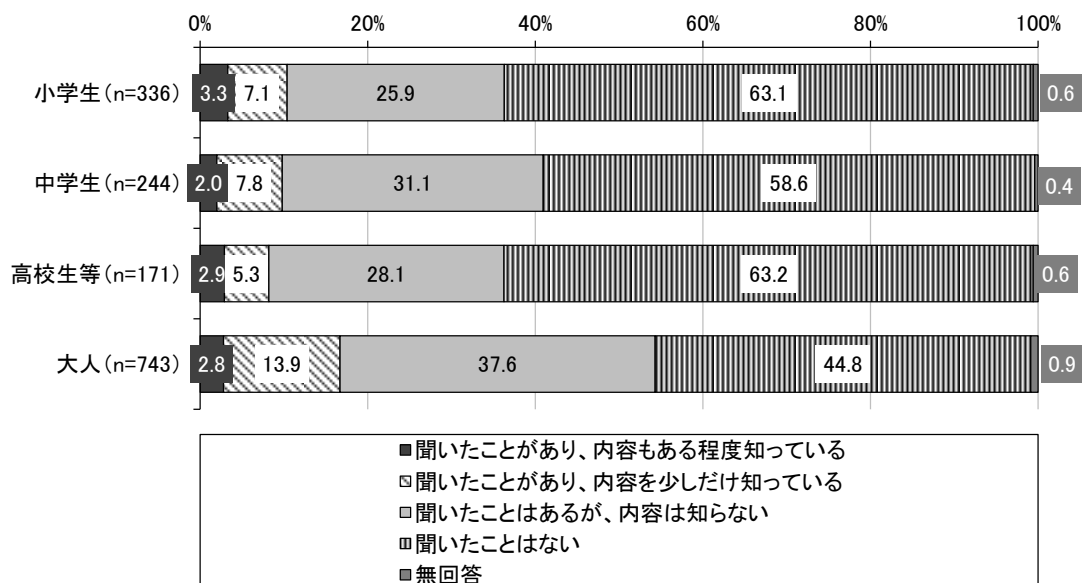
## ■ 「子どもの権利」の認知度

「子どもの権利」について聞いたことがあるかについては、“内容を知っている”が高校生等で48.5%と他の調査に比べて割合が高くなっています。また、年齢が下がるにつれて「聞いたことはない」の割合が高くなる傾向にあります。



## ■ 北本市が令和3年度に制定した「子どもの権利条例」の認知度

北本市が令和3年度に制定した「子どもの権利条例」について聞いたことがあるかについては、いずれの調査でも「聞いたことはない」が最も多くなっており、小学生と高校生等では6割台となっています。一方、“内容を知っている”は大人で16.7%と他の調査に比べて割合が高くなっています。



---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 第1節 計画の基本理念

子どもを含むすべての人は、生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。そして、子どもは生きていくためにさまざまな助けが必要なことから、大人と同じ基本的人権だけでなく、子どもだけの大切に特別な権利を持っています。

本計画では、全ての子どもが幸せな生活を送れるよう、「北本市子どもの権利に関する条例」第1章総則第3条に定める次の基本理念に基づき、子どもの権利を保障するための取り組みを推進します。

#### 基本理念

子どもの権利は、次のことを基本理念として、保障されなければなりません。

- 子どもまたは家族の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等にかかわらず、差別されないこと。
- 子どもの最善の利益が優先して考慮されること。
- 子どもの生きる権利が認められ、成長および発達が可能な最大限の範囲において確保されること。
- 自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができることおよびその意見がその子どもの年齢および発達の程度に応じて、十分に尊重されること。
- 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができることおよびその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。

※基本理念は、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に定められている4つの基本原則に沿ったものです。

## 第2節 子どもの権利の内容

子どもは、大人と同じ基本的人権だけでなく、子どもだけの大切に特別な権利を持っており、その権利は無条件に認められるものです。この条例では、次の4つの権利を子どもの権利として定めています。この権利は、子どもが成長・発達していくために大切な子どもの権利として保障されなければなりません。

### 【安心して生きる権利】(第8条)

1. 命が守られ、尊重されること。
2. 愛情及び理解をもって育まれること。
3. あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。
4. あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。
5. 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
6. 平和及び安全な環境の下で生活できること。
7. 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。

### 【自分らしく育つ権利】(第9条)

8. 個性が認められ、人格が尊重されること。
9. 遊んだり、休んだりすること。
10. 年齢及び理解の程度に応じて学ぶこと。
11. 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。
12. 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達の程度に応じて自分で決めることができること。
13. 地域及び社会の活動に参加すること。
14. 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

### 【守られる権利】(第10条)

15. あらゆる権利の侵害から逃れられること。
16. あらゆる搾取から守られること。
17. 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
18. 自らの意思及び考えが尊重されること。
19. 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。
20. 誇りを傷つけられないこと。

### 【参加する権利】(第11条)

21. 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されること。
22. 自らの意見を表明するために、必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
23. 仲間をつくり、集まること。

### 第3節 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標に沿って、施策を推進します。

	基本目標	条例との主な対応
1	子どもの権利に関する普及啓発	15条
2	子ども自身の意見表明、社会参加の確保	16条
3	虐待、体罰等及びいじめの防止への取組	18条
4	特別な配慮が必要な子ども及びその保護者への支援	19条
5	成長及び発達に資する支援	20条
6	子どもの権利を守る仕組みづくり	12条～14条
7	子どもの権利に関する相談・救済	21条～34条

推進に向けて⇒（第5章）

各主体の役割	市、保護者、子ども関係施設、市民の役割	4条
計画の推進体制（連携等）	子どもの権利に関する関係機関との連携、協働	5条
進行管理（検証）	子どもの権利委員会	36条～ 38条

## 第4節 施策の体系

	基本目標	主な具体的施策
1	子どもの権利に関する普及啓発 【15条】	検討中
2	子ども自身の意見表明・社会参加の確保 【16条】	
3	虐待・体罰・いじめの防止への取組 【18条】	
4	特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援 【19条】	
5	成長と発達に資する支援 【20条】	
6	子どもの権利を守る仕組みづくり 【12～14条】	
7	子どもの権利に関する相談・救済 【21～34条】	

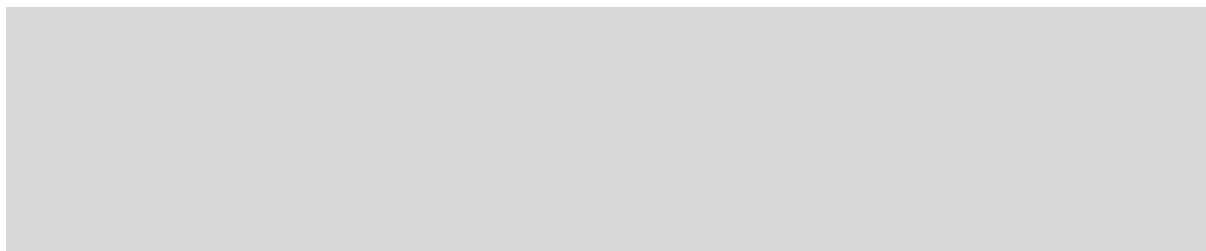
---

## 第4章 施策の展開

---

### 基本目標1 子どもの権利に関する普及啓発

施策の方向性





**基本目標 2 子ども自身の意見表明・社会参加の確保**

**基本目標 3 虐待・体罰・いじめの防止への取組**

**基本目標 4 特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援**

**基本目標 5 成長と発達に資する支援**

**基本目標 6 子どもの権利を守る仕組みづくり**

**基本目標 7 子どもの権利に関する相談・救済**

# 第5章 計画の推進

## 1 各主体の役割

4 条関連

保護者・子ども関係施設・市民・市に、それぞれの役割を定め、それぞれがその役割を果たすことで子どもの権利を保障します。

### 保護者の役割

養育する子どもの養育・発達について第一義的責任を有していることを認識し、養育する子どもの権利を保障します。

- 養育する子どもの最善の利益を考慮し、子どもの成長・発達の程度に応じた養育に努めるものとします。
- 養育する子どもが権利を行使する際には、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢・発達の程度に応じた支援に努めるものとします。
- 養育する子どもの言葉、表情、しぐさ等から子どもの思いを受け止め、尊重するものとします。
- 子どもに対して、虐待・体罰等をしてはなりません。

### 市民の役割

家庭、子ども関係施設や地域の中で相互に連携・協力し、子どもの権利を保障します。

- 地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めるものとします。
- 子どもが、地域の行事、運営等に参加する機会や意見を表明する機会の確保に努めるものとします。
- 子どもに対して、虐待・体罰等をしてはなりません。
- 事業者は、従業員が安心して子どもを養育することができるよう、十分に配慮し、支援するよう努めるものとします。

### 子ども関係施設の役割

子ども関係施設(学校、保育所など)において子どもの権利を保障します。

- 子どもが安心して安全に自分らしく育ち、学び、活動することができるよう、その施設の環境の整備に努めるものとします。
- 施設において、子どもの最善の利益を考慮し、年齢・発達の程度に応じた適切な支援に努めるものとします。
- 子どもが、その施設の行事、運営等に参加する機会や意見を表明する機会の確保に努めるものとします。
- 子どもに対して、虐待・体罰等をしてはなりません。
- 施設において、いじめの防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、子どもの最善の利益を考慮し、関係する機関と連携し、子どもの権利の救済等に努めるものとします。
- 施設の職員に対し、子どもの権利についての理解を十分に深めるため、研修の機会を設けるよう努めるものとします。

### 市の役割

子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、子どもの権利を保障します。

- 子どもや市民が子どもの権利を正しく理解し、子どもの権利を適切に行使し、権利侵害があった場合は相談できるよう普及啓発します。
- 子どもが市の施策に対して意見表明する機会や子どもが社会参加する機会の確保に努めます。
- 市の施策について子どもに意見を求めるため、きたもと子ども会議を設置します。
- 市の子ども関係施設で虐待・体罰を禁止し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を実施します。
- 障害や経済的困窮、ひとり親家庭、外国籍、不登校など、特別な配慮が必要な子どもに対し、必要な支援をします。
- 子どもの成長・発達に資する体験・交流の場や機会の提供に努めます。

## 2 計画の推進体制

5条関連

子どもの権利に関する関係機関との連携、協働

## 3 計画の進行管理

36～38条関連

子どもの権利委員会

---

# 資料編

---

## 1 北本市子どもの権利に関する条例

## 2 北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議設置規程

## 3 北本市子どもの権利委員会委員名簿

## 4 策定経過

年月	事項	主な内容

## 5 用語集

	用語	説明
あ		
か		
さ		
た		
な		
は		
ま		
ら		
わ		

## 北本市子どもの権利に関する行動計画

令和6年度～令和11年度

発行：北本市

編集：北本市 福祉部 子育て支援課

所在地：〒364-8633 埼玉県北本市本町1-111

TEL：(048) 591-1111 (代表) FAX：(048) 592-5997

発行年月：令和6年3月